



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 858 号 (一部抜粋)



令和 3 年 1 月 27 日



5. ◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ 食品循環資源利用飼料の安全確保について ◆



店頭に並べられた弁当の売れ残りや食品を製造する際に発生する食品廃棄物(以下「食品残さ」)は、資源としての有効利用と廃棄物としての処分量削減の観点から、食品循環資源として、主に豚の飼料原料として活用されています。

食品循環資源利用飼料については、安全確保のため、これまでもガイドラインに基づいて製造されていました。しかし、近年の我が国における豚熱の発生や、アジア地域でのアフリカ豚熱の発生拡大を受けて、豚熱・アフリカ豚熱を始めとした家畜の伝染性疾病対策に万全を期すため、令和2年8月に、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令において、食品循環資源利用飼料の成分規格等が設定され、また、関係者の具体的な対応を規定した、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」が新たに策定されました。

具体的には、肉等を含むあるいは肉と接触した可能性のある食品残さから豚用の飼料を製造する際には、「攪拌しながらその全体の温度を90℃以上に60分間以上保つ」又はこれと同等以上の加熱と、再度汚染されないよう適切な管理を行うことが義務化されました。この加熱基準は、国際機関(OIE(国際獣疫事務局))が定めた動物衛生に関する規約を適用しており、令和3年4月1日から施行されます。

この他、おからを飼料として販売する豆腐製造工場などを含め食品残さを取扱う業者のうち、飼料製造業者届の提出義務がある事業者は、省令やガイドラインに規定されている事項について、自ら適合状況を確認し、その上でFAMICを経由して、農林水産省消費・安全局長宛に届出ることになりました。この届出は押印が不要ですので、FAMIC担当部署宛に関係書類をメールでお送りいただけます。該当する事業者さまは、ご提出をよろしくお願い致します。

【食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届出手続きについて】

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_ecofeed.html

